

郵便
報知新聞

明治六年四月

新貨三錢

第卅六號



東京橋本町三丁目

太田金右衛門

8
6
85



が女商忽ち悪計を廻らして夏蚕の種を偽りて春蚕種乃
窟中へ圃ひさるを此とるして大に良民を欺きしり此
程縣廳より布達ありて嚴禁せられしり

○岩手縣下竹内某より來書云く當地は年々三月乃
頃には山の形様々々變つて土俗あれは雪消の翁をぞ
唱へ種蒔植付等ハ其景色の替るは以て目当とし終て
替を頼み思ハざれども其氣候誤る事あり所謂山中曆
日無しとハ斯る事候いふを依へて從來此地方より盲
曆及び盲心經あるを此あり字候知らざる者ハ画の謎
よて讀しむる方なり其風俗の蒙昧想ふべし

○社友安田子紀功碑代以て祠小代へる説あり如左
欧亚各國ハ國君を初め將相名士都て功勳ありし人
を景慕し其功業名譽朽不可傳へんと欲されし美石
及び青銅よて北大精巧なるステーチュー像或はモニ
メントと造立し衆人紀念の標とし且其地の壯觀と
為る日本ハ此類をバ暫く其是非を論ぜざれど
此國乃久しき風俗なれば暫く其是非を論ぜざれど
も是が流弊無知乃國人をして女僧ハ愚弄さふの助
とあり遂に神祠へ參詣する輩其功德ハ景慕さふは
らざるに恣に禍福を祈る蓋尊むふ似て實ら藝瀆を

東口行月 萬日六元

いふべし菅公の像清正まると不幸にして愚蒙致黜を
 四と々るが如き豈歎むべき不非むや然る不近項名將
 乃曰蹟は祠と建て或る先祖の祠を營み詣人を延くの
 類新聞紙に出たり当令士君子頻り小日新聞化は唱へ
 る不似合を既ま在るさへ減トときが多き又新は祠を
 建て藪瀆の階梯は作る不似とるる抑何の謂ふるや若
 真又其人の功業名誉不朽は傳る不足らば文明は國風
 不似ひ紀念乃像或る紀功碑と以祠不代は可謀るり
 ○愛知縣下より報知先般當縣廳より民間総て此祝ひ
 事又俗の祭日等ら必ず一六乃日は用ひ軍談講

説其他與行物一六乃外は昼間施行する事は禁ト并
 婚礼葬式等も無益不美は競ひ儀は不相成吉慶余あ
 り一が是迄種々乃命令と違ひ未だ幾何ふむとて人
 々家富一業を勉む此要用る事は知り速に回弊と
 一洗したる模様あり去れ皆一身の利益不係りて小人
 の耳不聞悟し易きあを於をバるり
 ○今般梅田耕路創立人にて鴻池某は始り有名乃富豪
 集り東京大阪小高會乃本局は開き追々諸国へ支局を
 設け盛大乃商業は施行致すと巨細の規則を程るく布
 告不相成ひよ

○三谷某形るる陸軍部の官金を引負する金高都合六十五万九千五百円るるより右ハ今般第一國立銀行みて引受当四月より百廿三月即ち明治十六年六月に至り一時難納の約定ありとぞ

記者思へらく鴻の池三谷此如きる一二を争へる豪商あり然るふ其一は新しき商會試問らき其一は通債乃償ひ難き不至る何ぞ幸不幸乃甚しきや物も栄枯あり時は盛衰あり讀むと此感慨を為さらんや

○佛蘭西新聞より抄出

近來英國ニテハ用紙ノ高以前ニ比スレバ幾倍タルヲ

知らズ且製紙所ニテ用ル処ノ古布共ニ古綿等ハ前日ヨリ減少セシ故ニ政府ニ於テモ是ヲ憂ヒ亦人民モ種々尽力シテ良法ヲ考ケルニ或人云ク日本ノ法ニ基キ草木皮ヨリ製造セント依テ柳皮木綿皮等ヨリ之ヲ製スルニ皆切断シテ更ニ用ヲ成サズ亦舎密術ヲ以テ再ビ製シケレバ漸ク適宜ノ紙ヲ得タリト虽モ藥品ノ貴キト工夫ヲ費スル限リナケレバ其利甚ダ多カラズ茲ニ政府ヨリ我國領事官ニ頼テ日本紙ノ製法ヲ問フニ何レモ草木ノ皮ヨリ製シテ格別ノ器械ヲ用ヒスト答ケレバ近々我國ヨリ花英楮ノ苗種ヲ購ヒ得テ國

中へ植付々製造アトノ事ナリ

○箱館より報知三月三日建築掛の官負佐藤某蓬来町の妓樓小到り兼て馴深乃遊女い處と快樂を尽く曉及び帰り去んと聞出いり氣分悪いと再び臥床入り直ち又呻吟乃声と發せしうバ家内大に驚き医藥求むる間又忽黄泉の客とありいと嗚呼人誰り卒死すき保らん卒死豈地地擇むん特は非礼の地ハ万惡の生むる處なり夫官負乃宿娼を居者獨某此を非ず皆侍みして醜体披露さる此一條は詰む者等問の省成作まふと勿れ

○磐前縣下より報知第四大區小一區三春町村住川又彦十郎船田惣作より下民へ御趣意貫徹乃為め大政官日誌共報知新聞賣弘の儀を縣廳へ出願せしぐ速に却採用ありて管内へ右乃趣告諭可相成旨下命なり

○府下堀留町二丁目唐物店松本新兵工をるる元來吉原町小於て都米八と呼ぶき一幫間ありしが近來時世の變遷成見て已れが輕薄な業体を愧ぢ昨三月中轉業して右の一店成開きしう然るふ此頃一書生小沼某あるを此ありて勉學乃餘り洋行せんと欲をれども老母ある由を罪さしはし語らひければ新兵工概然

とて其志以歎 老母の一身代引受て終ま航海せ
し免より中抑浮薄乃業代轉トて有用の職小就くる時
勢代察を体大活眼ありて又國家に益ある学生の志願
を了せしむるハ実又有徳の人と云ふべしされハ其高
業を他日愈感大に至るを

○天津來信ニ云ク先ニ報ゼシ甘肅省ニ赴ク所ノ精兵
三万人山西省ノ地方マデ進發セシガ道路何レモ冰雪
滿地深サ數尺ナラザルハナシ茲ニ於テ軍士前進スル
ヲ得ズト云フ初ノニ三万ノ兵丁等旌旗嚴整軍械齊備
ニテ衆心皆踴躍シタリシニ忽然阻滯スルヲ如此且

甘肅ハ京城ヲ隔離スル大約二千余里ナレバ一日十里
行ノ比例ヲ以テ之ヲ計ル時ハ六ヶ月ノ後ニ達スルニ
今又冰雪ニ阻セララルハ是必ズ此軍不利ナラン

○陸中國盛岡馭齋藤某より投書し曰く此頃東京日々
新聞ふ山形縣の布達ありて反物の短尺代賣問敷旨代記
載せしガ独り此縣のともあほむ近來物價の騰貴不隨
ひ何れの地も斯る不正の取引多し去れども追々絹
布の類々外國へも輸出する事なれば別して此等の思
弊代禁トすく寸尺の法則を定り國々織元へ其品
と官より御渡しありて長短齊一不致一度とせあり

○府下本所相生町其の家一疋の飼猫あり平日人の懐より臥せたり或喜び嵐取る事至て拙し然る此程飼主乃許し鴨一羽或貫ひ得て棚の上不置され夜半小至り他の猫一疋忍び入りて奪ひ去らんとせし折柄右乃飼猫走り行て早くも去れ或追ひ退けんと必死不叫びて喫ま合とりと抑こ此猫の懶惰る事點嵐の害或除くをと為し得ざれども一旦事ある時其職を尽せり人豈自ら尽さばらんや

○當三月廿二日夜十二時頃箱館港第三大區豊川町二丁目より出火地蔵町、雀岡町、音羽町、西川町、龍神町、東川

町、藏前通、東川町、徒罪場、近傍ふて止り飛火して願乗寺、其大森濱納屋一々所焼失戸數聚畧八百戸程焼死人男女未だ不明より彼地より報知あり

○印播縣下齋藤某乃論說○按ズルニ先年神仏混淆御禁止ノ旨御布令アリシハ神仏曖昧ノ名目ヲ改ルニアルノミ僧侶ノ神ヲ信スル麻ハザルニ非ズ故ニ伊勢太神ヲ始メ其他都テ僧侶參詣被差免加之僧侶教導職ノ者ヲシテ專ラ敬神愛國ノ御趣旨ヲ教示セシム然ルニ寺院ニ於テ神ヲ安置スル能ハザルハ却テ皇國神威ノ普通ヲ妨ルナランテ凡僧侶ヲシテ他ノ社ヲ守ラシ

ハルナク只自ラ信ズレ 神ヲ安置シ祭ルニ其詞ヲ以テ
セバ何ゾ害アラシ 仰願クハ官是ヲ許スノ令有ニ
○當三月十二日野州荒山の方より俄ニ鳴動シくる由
既ニ縣廳より御届ありしが其後更ニ変るきら幸と
りあべー元來我國火脉の盛んあるより洋人乃説く
所ありと聞く恐るべき事なりや

○項日府下深川八幡社地最寄ら櫻樹數十本以植付け
ほく温泉場并芝居等追々取建の模様あり近き不動
の関帳あれバ諸人群集をべー
報知新聞第四十六號 終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣ハ遠く隔る國ニ於テ情を互にお通せしめ日府下
小生等ハ知大ニ多寶各地(相知)れめんと云依りてゆるり申善行の賞
暴徒ハ捕縛撥械産物の新装時替緑織袴漆器陶器米穀茶葉其他の清品製造
耕作の多寡豊凶素雷風雨水大の災難は暖氣候は速いので少くも多
皆夫々に等しして聊支程を飾り加へて時々紙載して是を後一若見人及び
弘前小浜り越一給ハん事候希ふ
郵便報知新聞一冊價新貨三錢を月五号宛出候
當時若見人より先ヨリ冊を引渡候向も一割引
同四一冊をハ一割半引
一々年ハ引清の向ハ二割引

右通新會相定新會郵便賃清候大御前若見人御返しの郵便を以て在可申候
東京横山町三丁目
田金五右衛門

文通自由

明治六年日要新聞附錄

九十三號



12) 25 (22

27

1148

10

1378 (5
975

1408

0000

7908

025

1378 (5

1478

2) 025 (217
021

12) 128 (7

12

128

128